

私たちの運動で東京自転車ネットワークをつくり、自転車交通先進都市へ発進！

😊自動車PM2.5をなくす目的の「自転車活用推進法」が運動で制定される

「自動車交通から自転車交通への転換」は、国、東京都が東京大気裁判和解協定での約束です。私たちの要求で自転車先進国に遅れてやっと法改正して「自転車活用推進法」がこの5月に施行されました。同法の目的は、自動車PM2.5を削減、大震災時の公共交通、健康増進のための自転車活用推進としています。国・自治体が自転車活用推進を図るための重点15施策の第1に「良好な自転車交通網（自転車ネットワーク）を形成するために自転車道、自転車レーンの整備」を義務づけています。更に国・東京都・区市に自転車活用推進計画の策定も義務（努力）づけています。

私たちは、この法律ができるまえから、国・自治体が協力して自転車ネットワークを都内全域につくり、連続した自転車レーンを安心して走れるよう国・東京都・区市に要求してきました。特に、この3年間は、各支部・地域あおぞら連絡会、自転車愛好家などと一緒になって43区・市に直接出向いて執拗に自転車レーン整備及び自転車ネットワーク計画策定と整備を迫ってきました。交渉は延べ126回を数え今なお進行中です。

😊自転車ネットワーク・マップを示して説得し9区市が計画策定し、21区市が約束

区或いは市の担当者は、当初胸を張って「全く考えていません」と答えたり、「都と近隣区でネットワークを造ったことがあります。」「そういえば前に造ったことがあったようです。」など他人事のような対応でした。しかし、最近は、「国・都とのネット調整会議には出ており検討中です。」「専門家を紹介して下さい。」「近隣区でネット計画を持った区はどこですか。」「三多摩では、どこの市がネット計画を持っていますか。」など積極的に対応しようとする区・市が増えてきました。私たちは、自転車ネットワーク対象路線を国道・都道・区市道べつに図示したマップを具体的に見せて、自転車ネットワークの形成メリットや自転車整備形態なども提案し共に協力して、環境にやさしい自転車の走るまちをつくりましょと提案しています。三多摩地域の市については、自転車ネットワークづくりと併せて道路緑化（大気浄化植栽）の要求も併せて行っています。

私たち公害被害者の要求に応じて、これまでに自転車ネットワーク計画策定は9区市、<（港、大田、世田谷、渋谷、江東、八王子、杉並、江戸川、武蔵野、足立（部分）>計画策定約束は21区市<板橋、豊島、北、目黒、調布（H29年度策定）、台東、新宿、多摩（H30年度策定）、千代田（H31年度策定）、狛江、墨田、練馬、品川、中野、立川、三鷹、国立、小金井、青梅、稲城、府中（策定年度未定）>、ネット計画方針あり10市、残りのネット方針なし12区市町村となっています。現在40区市（77%）が自転車ネットワーク計画の形成にやっとスタートしました。しかし、パリ、ロンドン、ニューヨークのように短期（10年以内）に東京の自転車ネットワークを完成するためには、まだまだ私たちのタカイが必要です。

東京公害患者と家族の会・大越 稔 秋
東京あおぞら連絡会事務局



八潮バス停付近のブルーレーン



自転車ネットづくりサイクルツアー